

Techno Report

【 病原体による室内空気汚染防止措置 - ウイルス集団感染予防 】

厚生労働省では、**冷却塔起因レジオネラ属菌集団感染、空調設備起因結核集団感染、インフルエンザの集団感染の予防**のために、『建築物衛生法関連政省令』を改正（H15）して、次の内容を定めています。

冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道水質基準を満たす水を用いること

冷却塔、冷却水、加湿装置の汚れ及び空気調和設備内排水受けの汚れ、詰り状況の検査

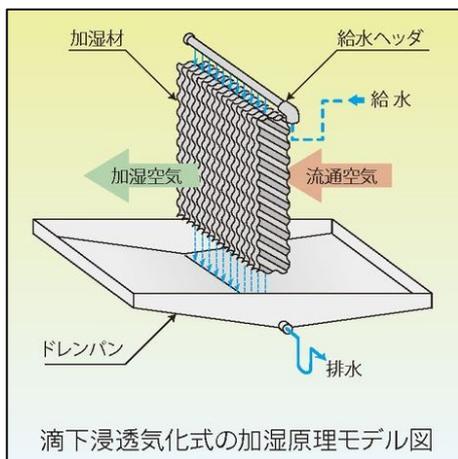
使用開始時及び使用期間中の1ヶ月以内に1回定期点検を行い、必要に応じて換水、清掃等を実施

冷却塔、冷却水の水管、加湿装置の定期清掃：1年以内ごとに1回実施

病原体による室内空気汚染予防のため、**加湿機器を使い始める前に汚れや腐食などを点検**しましょう。

空調加湿機器使用前点検

【 水に含まれる塩素の影響もあり、汚れの他に金属腐食にも注意が必要です 】



ウェットマスター(株)HPより

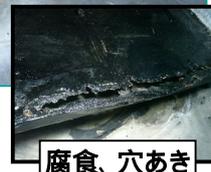


エリミネータ部外観

水スプレー噴霧式(事例)



内部



腐食、穴あき

気化浸透式(事例)



加湿材表面へのカルキ堆積

加湿用水管内も汚れている



給水サービス弁

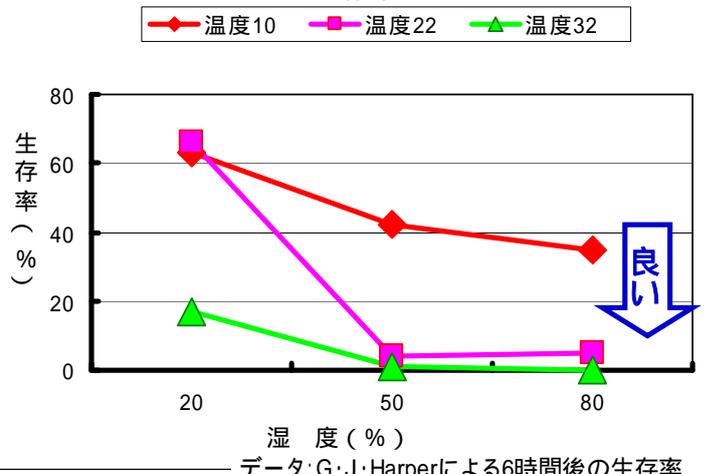
フラッシング弁

**点検整備して
安心して加湿**



空気の乾燥を防いで健康を守る

インフルエンザウイルスの6時間後の生存率



データ: G・J・Harperによる6時間後の生存率
高野健人氏ほか「セミナー健康住居学」による